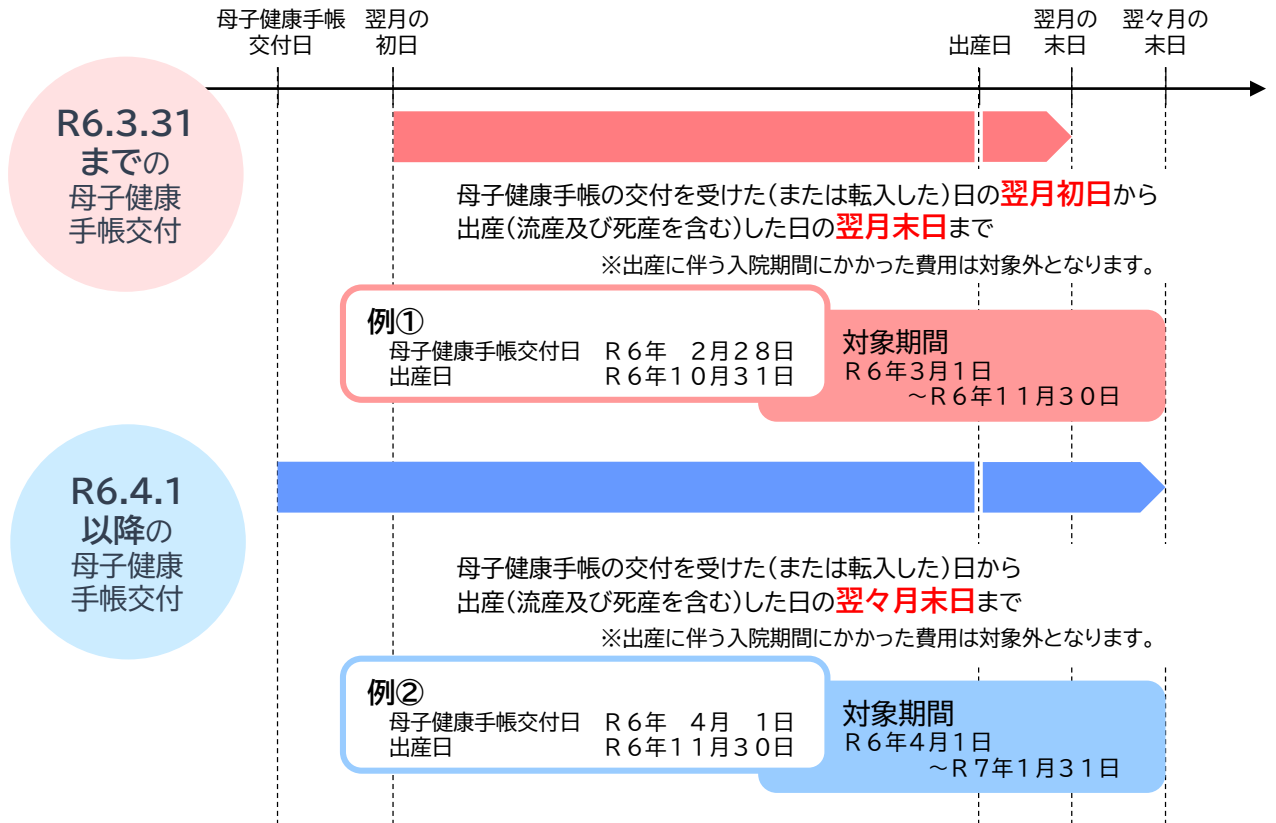


スケジュール(イメージ図)



Q&A

Q1 R6年4月1日に貧血で内科の病院にかかって、4月5日に母子健康手帳を交付されたのですが、4月1日の診療分は該当しますか？

A1 4月5日以降の診療分から該当になるので、4月1日診療分は該当しません。

Q2 出生届の際に、今までかかった医療費をまとめて申請できますか？

A2 1年以内の診療分であれば、まとめて申請できます。

Q3 住民票は臼杵にありますが、県外に里帰り出産した場合も申請できますか？

A3 出産に伴う入院期間にかかった費用は対象外ですが、健康保険適用の診療であり、領収書があれば、県外で受診したのものも申請できます。

Q4 申請時には、何が必要ですか？

A4 母子健康手帳、健康保険証、ご本人名義の通帳、領収書(原本)を窓口を持参してください。